

2020年4月28日

資格失効日の特別延長措置について

日頃より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

緊急事態宣言の発令に伴い、CLSARは臨時休業とさせていただいており、申請・登録処理、評価等に関しまして通常通りの業務手続きができず、皆様にはご不便とご迷惑をお掛けいたしております。

CLSARでは現在、学習サービス審査員評価登録規定 第33項に則り、維持・更新期限までにお手続きがされなかった場合失効となり、再登録期限は失効日から3ヶ月以内としておりますが、この度の緊急事態に伴い、特例として失効日を1年延長することを決定いたしました。

今年度の申請手続きが難しい場合、来年度の申請手続きと同時期に今年度分もご提出していただくことを可能といたします。その際は下記をご参考に申請書類をご用意下さい。

- 申請書類一式・・・今年度分と来年度分をそれぞれご準備の上ご提出下さい。
- 申請料金・・・今年度分、来年度分を一括でお振込みいただいても構いません。「料金払い込み記録の写し」に内訳をご記載下さい。

また、申請書をご提出いただく際は、郵送ではなく JRCA 内 CLSAR 受付窓口宛メールアドレス<jrca@jrca-jsa.or.jp>までお送りいただけますようお願い申し上げます。

ご不明な点や CPD 点数のご相談等ございましたら CLSAR 事務局<info@clsar.jp>までお問い合わせください。

以上

学習サービス審査員評価登録センター (CLSAR)